

該当基準

次の2点に該当していること

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したこと
- ② 令和3年1月以降で任意の1か月を選び、選んだ月の申請者と配偶者の収入(所得)を比較し、**高い方の額×12か月**した額が、以下の表の限度額以下(住民税均等割非課税の水準未満)であること

判定方法

収入(所得)

- 令和3年1月以降の**任意の1か月の収入額を12倍**して年間収入見込額を算出し、非課税相当収入限度額と比較(所得でも判定可)
- 収入の種類は給与、事業、不動産、年金(非課税の年金収入は除く)

判定対象者

- 申請者と配偶者の**両者**(同じ月で高い方を用いて判定)

扶養親族の人数

- **申請時点**の状況で判定(=給与明細は4月分を用いても、扶養親族の人数は最新の状況を判定する)

判定方法のイメージ

明細書〇月分

R3. 1月以降の
任意の1か月収入
×12か月



※所得は、年収から
給与所得控除額、
経費等を減額して算出

世帯構成例	非課税相当限度額 【収入額ベース】	非課税限度額 【所得額ベース】
本人+扶養2人 (例:夫+妻(無職)+子1人)	168.0万円	110.8万円
本人+扶養3人 (例:夫+妻(無職)+子2人)	209.7万円	138.8万円
本人+扶養4人 (例:夫+妻(無職)+子3人)	249.7万円	166.8万円
本人+扶養5人 (例:夫+妻(無職)+子4人)	289.7万円	194.8万円

※前年の収入が103万円を超える配偶者は扶養親族となりません